

○習志野市子ども・子育て会議条例

平成25年7月2日

条例第16号

改正 令和5年3月28日条例第5号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第72条第1項の規定に基づき、習志野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（令5条例5・一部改正）

(職務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

（令5条例5・一部改正）

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（委員及び臨時委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 市長は、前項第4号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長を定める前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出の要求等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども政策担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

附 則 (令和5年3月28日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。